



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

724	一般競争入札による落札者の決定	(情報政策課).....	1
725	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
726	〃	(〃).....	2
727	生活保護法による指定施術機関の廃止	(〃).....	2
728	生活保護法による介護機関の指定	(〃).....	3
729	〃	(〃).....	3
730	生活保護法による施術機関の指定	(〃).....	3
731	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	4
732	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	4
733	〃	(〃).....	4
734	〃	(〃).....	5
735	〃	(〃).....	5
736	〃	(〃).....	5
737	指定自立支援医療機関の指定	(〃).....	5
738	〃	(〃).....	6
739	〃	(〃).....	6
740	畑田池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	6
741	県営土地改良事業計画の決定	(〃).....	7
742	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	7
743	保安林の指定施業要件変更予定	(〃).....	8
744	〃	(〃).....	8
745	〃	(〃).....	9
746	基本測量の終了	(技術調査課).....	9
747	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9

告 示

和歌山県告示第724号

令和4年度庁内無線LANアクセスポイント構築及び運用保守業務委託について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
令和4年度庁内無線LANアクセスポイント構築及び運用保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

令和4年5月19日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目7番1号

5 落札金額

64,311,488円（うち消費税及び地方消費税の額5,846,488円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和4年4月8日

和歌山県告示第725号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人田辺市社会福祉協議会	田辺市高雄一丁目23番1号	田辺市社会福祉協議会大塔事業所	田辺市鮎川583番地の9	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	令和4.3.31

和歌山県告示第726号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社バジル	海南市重根1122-1	居宅介護支援事業所バジル	海南市重根1122-1	居宅介護支援事業	令和4.3.31
株式会社バジル	海南市重根1122-1	福祉用具バジル	海南市重根1122-1	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	令和4.3.31

和歌山県告示第727号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	廃 止 年 月 日
御柔 22-24	三好敏弘	おはな整骨院（柔道整復） 御坊市塩屋町北塩屋986-1	令和 4.5.7

和歌山県告示第728号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
射場光子	西牟婁郡白浜町栄73 2-4	サカエ薬局	西牟婁郡白浜町栄73 2-4	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	令和 4.2.1

和歌山県告示第729号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
有限会社ひかり調剤 薬局	新宮市井の沢11番13 号	ひかり調剤薬局いの さわ店	新宮市井の沢11番13 号	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	令和 4.2.1
株式会社バジル	海南市重根1122-1	居宅介護支援事業所 バジル	海南市重根1122-4	居宅介護支援事業	令和 4.4.1
株式会社バジル	海南市重根1122-1	福祉用具バジル	海南市重根1122-4	福祉用具貸与・特 定福祉用具販売・ 介護予防福祉用具 貸与・特定介護予 防福祉用具販売	令和 4.4.1
医療法人南労会	大阪府大阪市港区弁 天二丁目1番30号	医療法人南労会紀和 クリニック	橋本市岸上23-1	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導	令和 4.4.1

和歌山県告示第730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	住所又は名称及び所在地	指 定 年 月 日
御柔新 10-04	田中僚馬	おはな整骨院（柔道整復） 御坊市塩屋町北塩屋986-1	令和 4.5.8
日柔新 7-04	三好敏弘	日高おはな整骨院（柔道整復） 日高郡日高町志賀460-4	令和 4.5.8

和歌山県告示第731号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3052200 221	coe	田辺市たきない町1 0-34	放課後等デイサー ビス	特定非営利活動 法人ころん	田辺市下三栖1499-8 2	令和 4.6.1

和歌山県告示第732号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービ スの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3011400 748	多機能型事業所 スノードロップ	海南市重根119	就労移行支援 自立訓練（生 活訓練）	特定なし	株式会社アビ リティ	和歌山市新通6 丁目7番 新通 ビル1F	令和 4.6.1

和歌山県告示第733号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉 サービ スの 種 類	主たる対象 とする障害 種 別	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日
3022250 520	G-styleホーム	田辺市下万呂47 2-4	共同生活援助	特定なし	株式会社療創 会	田辺市下万呂47 2-4	令和 4.6.1

和歌山県告示第734号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250811	G-styleホーム	田辺市下万呂472-4	短期入所（併設型）	特定なし	株式会社療創会	田辺市下万呂472-4	令和4.6.1

和歌山県告示第735号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250795	coe	田辺市たきない町10-34	生活介護	身体障害者（肢体不自由者、視覚障害者、聴覚・言語障害者又は内部障害者に限る。）知的障害者	特定非営利活動法人ころん	田辺市下三栖1499-82	令和4.6.1

和歌山県告示第736号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3022520336	グループホームのの	東牟婁郡串本町二色475-1	共同生活援助	身体障害者（内部障害者に限る。）知的障害者精神障害者	有限会社熊野タイムス印刷	東牟婁郡串本町串本890-7	令和4.6.1

和歌山県告示第737号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局和歌山有本店	和歌山市有本102番地7	木村知代	令和 4. 6. 1

和歌山県告示第738号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社KDC	和歌山市出水44-5	訪問看護ステーションきらら	令和 4. 6. 1

和歌山県告示第739号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社Mc&W	京都府京都市伏見区向島津田町102 第2長栄マンション104	訪問看護ステーションなごみ	令和 4. 6. 1

和歌山県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、畑田池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（令和4年6月3日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	森田昌宏	橋本市神野々352番地
理事	米坂佳久	橋本市神野々410番地
理事	西口高義	橋本市神野々388番地
理事	城内治	橋本市神野々653番地
理事	南出昌彦	橋本市岸上190番地の2
理事	奥野浩司	橋本市神野々45番地の3
監事	久保圭司	橋本市神野々767番地の1
監事	前雅彦	橋本市神野々688番地の1

2 就任した役員（令和4年6月4日就任）

職名	氏 名	住 所
----	-----	-----

理事	森田昌宏	橋本市神野々352番地
理事	米坂佳久	橋本市神野々410番地
理事	南出昌彦	橋本市岸上190番地の2
理事	城内治	橋本市神野々653番地
理事	川下齊	橋本市神野々109番地の88
理事	木曾琢未	橋本市神野々342番地 グリーンフル堀畑203号室
監事	久保圭司	橋本市神野々767番地の1
監事	米坂利一	橋本市神野々603番地の2

和歌山県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業奥谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年6月13日から同年7月8日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び由良町産業振興課

和歌山県告示第742号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡北山村大字大沼字熊山516（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第743号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第744号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第745号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第746号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（時空間変位確定測量）
- 2 作業期間 令和4年1月1日から同年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県全域

和歌山県告示第747号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年6月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3590	田辺市上秋津字門田1720番7、1715番の一部、1716番の一部	田辺市上秋津1582番地株式会社タマイ 代表取締役 玉井公康	令和 4.5.27	6.00	37.80